

県内初!「香川小原紅早生みかん」

農林水産省 地理的表示(GI)に登録決定!!

「香川小原紅早生みかん」が、知的財産として、地域の農林水産物を保護、付加価値を高めていく地理的表示保護制度(GI)に、12月15日付けで香川県で初めて登録されました。

◆地理的表示保護制度(GI)登録産品

登録名称 : 香川小原紅早生みかん 登録団体 : 香川農業協同組合

登録産品の特性

- ・「香川小原紅早生みかん」は、香川県で発見された品種「小原紅早生」を用いて香川県内で栽培された温州みかん。
- ・果皮の色は鮮やかな濃紅色で、国内で栽培される温州みかん約100品種の中で、果皮の色が最も紅いと言われている。果肉の色も濃橙色で、他の温州みかんとは、明らかに異なる形質を有している稀少な品種。
- ・「小原紅早生」は、昭和48年、香川県坂出市の生産者小原幸晴氏のみかん園で栽培されていた品種「宮川早生」の中に偶然発見された枝変わりの紅いみかんを、地域の人たちが協力して接ぎ木で増やし、長い時間をかけて育てあげた香川県のオリジナル品種。

◆地理的表示保護制度

EUでは、ワインやチーズなど、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物等のうち、品質や社会的評価等の確立した特性が産地と結びついているものを知的財産として国に登録し、国が保護する地理的表示保護制度が導入されており、世界でも100ケ国を超える国で導入されています。日本においても、平成26年6月に地理的表示法が成立し、翌年6月から施行されており、今回の登録分を含めると全国で58件登録されています。

